

(証券コード 6651)
2018年6月6日

株 主 各 位

愛知県長久手市蟹原2201番地

日東工業株式会社

取締役社長 佐々木 拓郎

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」の記載内容をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2018年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、3～4頁の「議決権行使方法についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県長久手市蟹原2201番地
当社本店 会議室
3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第70期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
第 2 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第 3 号 議 案 監査等委員である取締役3名選任の件
第 4 号 議 案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nito.co.jp/IR/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nito.co.jp/IR/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 定時株主総会終了後、商品展示室「PLAZA NEXTA」へのご案内を予定しております。引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 3 つの方法がございます。

● 株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2018年6月28日（木曜日）
午前10時

<受付は午前9時に開始いたします>

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合に限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましては
軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

● 郵送によるご行使



行使期限

2018年6月27日（水曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう
ご返送ください。

● インターネットによるご行使



行使期限

2018年6月27日（水曜日）
午後5時行使分まで

当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否を
ご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブ
サイトをご利用いただけない場合があります。

▶「インターネットによる議決権行使について」は次頁をご参照ください。

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJ が運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

● インターネットによる議決権行使について ●



行使期限

2018年6月27日（水曜日）
午後5時行使分まで

パソコンまたはスマートフォンから

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)

(ご利用時間 午前9時～午後9時(土・日・祝日を除く))

(添付書類)

事業報告 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などにより緩やかな回復基調で推移しました。海外経済におきましても米国は雇用・所得環境の改善により景気の拡大が進み、欧州やアジアなども総じて緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米国の通商政策動向や中東・北朝鮮問題などの地政学的リスク、揺らぐ国内政権基盤など様々な不安材料を抱えており、景気の先行きに不透明感が残る状況にあります。

当業界におきましては、企業収益の改善などにより民間非居住建築物棟数や設備投資は緩やかながら持ち直しの動きを見せているものの、新設住宅着工戸数は弱い動きで推移したほか、太陽光発電システム市場の縮小により企業間競争の激しさが増すなど、総じて先行きに予断を許さない事業環境が続いております。

このような情勢下にあって当社グループは、日東工業株式会社単体の売上が増加したほか、情報通信関連流通事業の売上が堅調に推移した結果、売上高は108,080百万円と前期比1.4%の増収となりました。

しかし、日東工業株式会社単体の変動費等の悪化および海外子会社の業績が低調に推移したことから営業利益は5,751百万円と前期比12.8%の減益、経常利益は5,625百万円と前期比12.1%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は2,883百万円と前期比36.0%の減益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

① 配電盤関連製造事業

(イ) 配電盤部門

配電盤部門につきましては、企業の設備投資需要の緩やかな持ち直しにより、既存市場における高圧受電設備や分電盤の売上が増加しましたが、太陽光発電に関連した接続箱・キュービクルの売上が減少したほか、子会社のGathergates Group Pte Ltdの売上が減少した結果、売上高は41,395百万円と前期比3.4%の減収となりました。

(ロ) キャビネット部門

キャビネット部門につきましては、設備投資需要の回復を背景に、F A制御向けのキャビネットやステンレス・自立キャビネットなどの売上が堅調に推移したほか、W E B機能を活用した当社独自システムによる短納期、高品質の穴加工キャビネットの売上が増加しました。また、通信キャリアやデータセンター市場の需要が堅調に推移したことによりシステムラックの売上也増加した結果、売上高は22,019百万円と前期比4.7%の増収となりました。

(ハ) 遮断器・開閉器部門

遮断器・開閉器部門につきましては、既存市場の分電盤、キャビネットなどの売上が増加したことに伴い、ブレーカおよび開閉器の売上が増加したことや、子会社である株式会社新愛知電機製作所の機器事業の売上が増加したことなどにより、売上高は5,204百万円と前期比9.6%の増収となりました。

(ニ) パーツ・その他部門

パーツ・その他部門につきましては、キャビネットの売上増加などに伴い、盤用パーツや熱関連機器の売上が増加したほか、当連結会計年度に子会社化した株式会社E C A Dソリューションズが売上増加に寄与した結果、売上高は5,433百万円と前期比10.2%の増収となりました。

以上の結果、配電盤関連製造事業の売上高は、74,053百万円と前期比0.7%の増収、セグメント利益（営業利益）は4,603百万円と前期比14.8%の減益となりました。

② 情報通信関連流通事業

情報通信関連流通事業につきましては、主力製品であるネットワーク機器やLANケーブルの売上が堅調に推移したほか、監視カメラ関連製品の売上が増加しました。しかし、太陽光発電システム市場の縮小により関連商材の売上が減少したことや、人件費等の販管費が増加した結果、売上高は31,619百万円と前期比3.7%の増収、セグメント利益（営業利益）は1,033百万円と前期比3.0%の減益となりました。

③ 工事・サービス事業

工事・サービス事業につきましては、電話設備工事や電気設備工事の売上が増加しましたが、前期に計上した大型防災案件の売上が剥落した結果、売上高は2,407百万円と前期比7.4%の減収、セグメント利益（営業利益）は112百万円と前期比15.9%の減益となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、菊川工場の耐震試験設備の導入のほか、生産設備の更新や金型の取得等であり、総額約25億円の設備投資を実施しています。

なお、設備投資に要した資金は、主に自己資金によって充当しています。

(3) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国の経済は、国内外で政治面の不安材料が見られるものの、好調な海外経済や日銀の緩和継続等により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の利上げや米中貿易摩擦への懸念といった要因もあり、景気の先行きは不透明な状況にあります。また、相次ぐ日本の製造メーカーの検査不正、品質偽装もあり、製品の安全性や品質が改めて問われる環境となっています。

こうした状況のなか、当社グループは以下の取り組みにより、お客様にご満足いただける新たな価値を提供していきます。

1 コア事業競争力の追求（技術力、製品提案力強化）

日々刻々と変化するビジネス環境において、お客様のニーズは多様化しています。当社グループはそうしたニーズにお応えするため

に、技術力と製品提案力をさらに強化していきます。

当社は2017年12月、株式会社ワコムからエンジニアリングソリューション事業を取得し、電気設計CAD事業会社として、株式会社ECADソリューションズを設立しました。配電盤・制御盤の設計・製造分野における経営資源や事業ノウハウを融合することで、より付加価値の高いサービスの提供を目指します。これにより、盤関連事業につきましては、グループ会社の知識・経験を結集した「盤プロフェッショナル企業集団」として、分・配電盤、制御盤の全ての盤関連市場における事業競争力をさらに強化していきます。

2 グローバル化（東南アジアにおける配電盤事業の確立）

当社グループは、成長を続ける海外市場において事業基盤を早期に確立するため、東南アジア地域を中心としたビジネス展開に注力します。

シンガポールにつきましては、Gathergates Group Pte Ltdが苦戦を強いられていますが、早期の黒字化実現に尽力し同社を起点とした東南アジア地域での配電盤ビジネスの拡大を図ります。

タイにつきましては、現地金属加工会社との資本業務提携を行い現地社会や顧客に適した配電盤事業の体制構築を図りました。同社の生産技術力や販売ルートの活用により現地市場での競争力をいっそう高め、同国での配電盤事業の成長を目指します。

3 新規ビジネスの展開（新たな技術、企業との融合）

IoT、AIなどの技術革新が社会・産業の仕組みを大きく変えようとするなか、従来製品の「モノ価値」に「コト価値」をプラスすることで新たな価値の創造に注力します。

当社が2016年に開始した高機能感震ブレーカー（地震・雷IoT）の実証実験では、得られたデータを災害に対する強靱化プロジェクトに提供し利活用するとともに、新たに地方自治体と高機能感震ブレーカーを利用した地域の防災システムの実証プロジェクトにも着手、地域社会の安全な暮らしのサポートを進めます。これらの取り組みから得られた知見を活かし、「コト価値」の創造による事業領域の拡大を目指します。

また、新規事業として既に展開している充電インフラビジネスに

つきましては、グループ会社やビジネスパートナーとの連携をさらに深めることにより、ハードの製造・販売のみならず、保守・メンテナンス・課金など幅広いサービスの提供を推し進めます。

4 生産体制・経営基盤の強化

「コア事業競争力の強化」「グローバル化」「新規ビジネスの展開」といった事業戦略を推進するためには、生産体制ならびに経営基盤の強化が重要となります。

生産体制につきましては、お客様にご満足いただける品質・コスト・納期の実現を目指し、徹底的な業務改革・製造改革を行い、受注・設計・業務・製造の整流化とコスト削減をすることで、さらなる生産性の向上に努めます。

経営基盤につきましては、新たに品質統括部を設置し、生産・開発担当以外の役員の管掌とすることで、品質管理の独立性を高め、一層の製品の安全性確保および品質保持に努めます。また、当社グループの事業戦略を支えるため、必要な経営資源を適切に確保し、グループ間で相互活用することでグループシナジーを最大化するよう推進していきます。

当社グループはこうした施策により、電気と情報を明日へつなげる価値創造企業グループとして、より多くのお客様のニーズにお応えし、企業価値の向上に努めていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第67期 2015年3月期 | 第68期 2016年3月期 | 第69期 2017年3月期 | 第70期 (当連結会計年度) 2018年3月期 |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 109,837 | 108,463 | 106,627 | 108,080 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 14,146 | 10,937 | 6,402 | 5,625 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 7,390 | 7,402 | 4,506 | 2,883 |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | 183.29 | 183.00 | 111.37 | 71.26 |
| 総 資 産 (百万円) | 95,577 | 100,106 | 101,871 | 104,246 |
| 純 資 産 (百万円) | 74,926 | 79,146 | 82,152 | 83,061 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。
2. 第67期につきましては、太陽光発電関連製品の受注活動を着実に継続し、EV・PHEV用充電スタンドの導入拡大にも取り組みました。また、エネルギーマネジメント市場への製品提案活動に尽力したほか、子会社であるサンテレホン株式会社の業績が好調に推移した結果、増収増益となりました。また、第67期より株式会社大洋電機製作所が新たに連結対象となりました。
3. 第68期につきましては、子会社の業績は底堅く推移したものの、太陽光発電関連製品の売上が減少したほか、企業の設備投資が伸び悩んだため既存市場の売上が力強さに欠ける動きとなったことなどから、減収増益となりました。また、第68期よりNITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO., LTD (現 NITTO KOGYO BM(THAILAND)CO.,LTD) およびGathergates Group Pte Ltdが新たに連結対象となりました。
4. 第69期につきましては、子会社であるGathergates Group Pte Ltdが売上増加に寄与したほか、情報通信関連流通事業の業績が堅調に推移しました。しかし、企業の設備投資は足踏み状態が続いているほか、太陽光発電システム市場の縮小が進んだことなどから、配電盤関連製造事業が総じて力強さに欠ける動きとなった結果、減収減益となりました。
5. 第70期の状況につきましては、前記(1)事業の経過およびその成果に記載のとおりです。また、第70期よりSUNTEL(THAILAND)Co.,Ltdおよび株式会社ECADソリューションズが新たに連結対象となりました。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | | 資 本 金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------|---------------------------------|-------------------------------|---------|--|
| 国 内 | 株式会社新愛知電機製作所 | 240 <small>百万円</small> | 100.0 % | 電気用諸機械器具の設計、製造、販売、修理等 |
| | 東北日東工業株式会社 | 50 | 100.0 | 電気機械器具ならびに部品の製造 |
| | 株式会社大洋電機製作所 | 50 | 100.0 | 産業機械用制御システム、ソフトウェア等の製造・販売 |
| | 株式会社キャドテック | 30 | 100.0 | 配・分電盤、制御盤等の設計・製図 |
| | 日東スタッフ株式会社 | 10 | 100.0 | 業 務 請 負 |
| | 株式会社ECADソリューションズ | 10 | 100.0 | 電気設計、ハーネス設計専用CADシステムの開発・販売 |
| | サンテレホン株式会社 | 490 | ※100.0 | 情報通信機器の仕入、販売 |
| | タキオン株式会社 | 20 | ※100.0 | 情報通信機器の仕入、販売 |
| | 南海電設株式会社 | 100 | 100.0 | 情報通信ネットワーク事業、電気設備事業等 |
| 海 外 | 日東工業(中国)有限公司 | 255 <small>百万人民元</small> | 100.0 | キャビネット・パーツ類等の製造、販売 |
| | Gathergates Group Pte Ltd | 17 <small>百万シンガポール</small> | 100.0 | 分・配電盤、制御盤、メーターボックスの製造、販売 |
| | ELETTO(THAILAND)CO.,LTD | 400 <small>百万タイパーツ</small> | 100.0 | 電気機械器具ならびに部品の製造、販売 |
| | NITTO KOGYO BM(THAILAND)CO.,LTD | 20 <small>百万タイパーツ</small> | 49.0 | 当社製品の輸入販売および現地生産品販売 日本・海外企業製品の仕入れ販売 |
| | SUNTEL(THAILAND)Co.,Ltd | 10 <small>百万タイパーツ</small> | ※99.9 | 情報通信機器、太陽光発電部材、電線等の工事部材の販売 |

- (注) 1.※印は、間接所有の株式を含みます。
 2.当連結会計年度よりSUNTEL(THAILAND)Co.,Ltdを当社の連結対象としました。
 3.2017年12月1日付で株式会社E C A Dソリューションズの株式を取得し、当社の連結対象となりました。
 4.2018年1月8日付でNITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTDを、NITTO KOGYO BM(THAILAND)CO.,LTDに商号を変更しました。
 5.当社は、2018年5月31日付で当社の完全子会社であるJ B P - I 株式会社を吸収合併しました。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

| 事業区分 | 部門 | 主要製品・事業 |
|------------|---------|----------------------------|
| 配電盤関連製造事業 | 配電盤 | 高圧受電設備、分電盤、ホーム分電盤、光接続箱等 |
| | キャビネット | 金属製キャビネット、樹脂製ボックス、システムラック等 |
| | 遮断器・開閉器 | ブレーカ、開閉器等 |
| | パーツ・その他 | 熱関連機器、パーツ、充電スタンド等 |
| 情報通信関連流通事業 | | 情報通信機器および部材の仕入、販売等 |
| 工事・サービス事業 | | 電気設備、ネットワークシステムの設置、保守等の工事業 |

(7) 主要な営業所および工場

| 事業区分 | 名 称 | 所 在 地 | |
|---------------------------|---------------------------------|------------------|---|
| 配 電 盤 関 連 製 造 事 業 | 当 社 | 本 社 | 愛知県長久手市蟹原2201番地 |
| | | 営 業 所 | 東京、横浜、さいたま、つくば、仙台、札幌、名古屋（愛知県長久手市）、静岡、金沢、大阪、京都、高松、広島、福岡等 |
| | | 工 場 | 名古屋（愛知県長久手市）、菊川（静岡県菊川市）、掛川（静岡県掛川市）、磐田（静岡県磐田市）、中津川（岐阜県中津川市）、唐津（佐賀県唐津市）、栃木野木（栃木県下都賀郡） |
| | | 株式会社新愛知電機製作所 | 愛知県小牧市 |
| | | 東北日東工業株式会社 | 岩手県花巻市 |
| | | 株式会社大洋電機製作所 | 愛知県名古屋市 |
| | | 株式会社キャドテック | 愛知県長久手市 |
| | | 日東スタッフ株式会社 | 愛知県長久手市 |
| | | 株式会社ECADソリューションズ | 埼玉県さいたま市 |
| | | 日東工業(中国)有限公司 | 中国浙江省嘉善県 |
| | Gathergates Group Pte Ltd | シンガポール共和国 | |
| | ELETTO(THAILAND)CO.,LTD | タイ王国アユタヤ県 | |
| 情 報 通 信 関 連 流 通 事 業 | サンテレホン株式会社 | 東京都中央区 | |
| | タキオン株式会社 | 東京都中央区 | |
| | NITTO KOGYO BM(THAILAND)CO.,LTD | タイ王国バンコク都 | |
| | SUNTEL(THAILAND)Co.,Ltd | タイ王国バンコク都 | |
| 工 事 ・ サ ー ビ ス 事 業 | 南海電設株式会社 | 大阪府大阪市 | |

- (注) 1.当連結会計年度よりSUNTEL(THAILAND)Co.,Ltdおよび株式会社ECADソリューションズを新たに追加しています。
2.2018年1月8日付でNITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTDは、NITTO KOGYO BM(THAILAND)CO.,LTDに商号を変更しました。

(8) 従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減数 |
|------------|--------|--------------|
| 配電盤関連製造事業 | 2,726名 | 48名増 |
| 情報通信関連流通事業 | 267名 | 32名増 |
| 工事・サービス事業 | 107名 | 4名増 |
| 合計 | 3,100名 | 84名増 |

(注) 従業員数には当社グループ外への出向者および臨時従業員は含まれていません。

なお、当連結会計年度より従業員数の算出方法を一部変更しました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,203,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,000,000株 (自己株式2,539,434株を含む)
- (3) 株主数 5,332名
- (4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|---------------------|--------|
| 名 東 興 産 株 式 会 社 | 6,918 ^{千株} | 17.1 % |
| 日 東 工 業 取 引 先 持 株 会 | 1,864 | 4.6 |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 1,586 | 3.9 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □) | 1,404 | 3.5 |
| 有 限 会 社 伸 和 興 産 | 1,050 | 2.6 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,000 | 2.5 |
| 日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □) | 989 | 2.4 |
| 日 東 工 業 社 員 持 株 会 | 855 | 2.1 |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 842 | 2.1 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCROO | 795 | 2.0 |

(注) 1. 当社は自己株式2,539千株を所有していますが、上記の大株主から除いています。

2. 持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|------------------------|---------|--|
| ※取締役会長CEO (最高経営責任者) | 加 藤 時 夫 | |
| ※取締役社長COO (最高執行責任者) | 佐々木 拓 郎 | 広報室・事業企画室・EVインフラ 事業室担当 |
| 常 務 取 締 役 | 黒 野 透 | 開発本部・海外本部・テクニカルセ ンター担当 日東工業(中国)有限公司董事長 |
| 常 務 取 締 役 | 小 出 行 宏 | 営業本部担当、営業本部長委嘱 |
| 取 締 役 | 落 合 基 男 | 生産本部・品質保証室・施設部担当、 生産本部長委嘱 |
| 取 締 役 | 中 嶋 正 博 | 経営管理本部・経営企画室・内部統 制室・情報システム部担当、経営管 理本部長委嘱 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 森 見 哲 夫 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 新 海 雄 二 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 二 宮 徳 根 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 岩 佐 英 史 | |

- (注) 1. ※印は代表取締役です。
 2. 監査等委員新海雄二、二宮徳根、岩佐英史の3氏は社外取締役です。
 3. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 4. 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由
 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、森見哲夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。
 5. 常勤監査等委員森見哲夫氏は、当社経理担当執行役員として監査等委員会事務局での職務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

6. 当該事業年度中の取締役の地位・担当等の異動は次のとおりです。
- ① 2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、監査等委員である取締役坂田 修氏は辞任しました。
 - ② 2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、新たに森見哲夫氏が監査等委員である取締役に選任され、就任しました。
7. 2018年4月1日付の取締役の地位・担当等の異動は次のとおりです。

| 氏名 | 地 位 | |
|---------|-----------|-------|
| | 新 | 旧 |
| 中 嶋 正 博 | 常 務 取 締 役 | 取 締 役 |

| 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 | |
|---------|---|---|
| | 新 | 旧 |
| 黒 野 透 | 開発本部・海外本部担当 日東工業(中国)有限公司董事長 | 開発本部・海外本部・テクニカルセンター担当 日東工業(中国)有限公司董事長 |
| 中 嶋 正 博 | 経営管理本部・経営企画室・内部統制室・情報システム部・品質統括部担当 経営管理本部長委嘱 | 経営管理本部・経営企画室・内部統制室・情報システム部担当 経営管理本部長委嘱 |
| 落 合 基 男 | 生産本部・施設環境室担当 生産本部長委嘱 | 生産本部・品質保証室・施設部担当 生産本部長委嘱 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 取締役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|-------------------|--------------|-------------------|
| 取締役 (監査等委員を除く) | 6名 | 228百万円 |
| 取締役 (監査等委員) | 5名 | 33百万円 |
| 合 計 (うち社外役員) | 11名 (3名) | 262百万円 (19百万円) |

- (注) 1. 上記には、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。
2. 上記には、当事業年度に係る監査等委員である取締役5名を除く取締役6名に対する利益連動給与44百万円を含んでいます。

(4) 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会でご承認いただいた上限額の範囲で、各人の役位、職責、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえで決定しています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、上記方針に基づき、取締役会開催前に監査等委員会が、報酬等の決定が公正かつ適切な手続きを経ているか等について検討および意見形成し、取締役会で慎重に審議し、適切に決定しています。

監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する手続きについては、上記方針に基づき、監査等委員の協議により適切に決定しています。

また、当社は、2017年6月29日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、毎月の定期同額給与に加え、翌事業年度（2018年3月期）において利益連動給与（法人税法第34条第1項第3号）を以下の算定方法に基づき支給することを決議しました。

(利益連動給与の算定方法)

1. 利益連動給与の総額は、連結の利益連動給与控除前の純利益×1.51%とする（10万円未満切捨）。
2. ただし、利益連動給与の上限は76,800千円とする。
3. 各取締役への支給額は、次の算定方式によって計算する（万円未満切捨）。

$$\text{各取締役への支給額} = \text{利益連動給与の総額} \times \frac{\text{各取締役の役職別係数}}{\text{役職別係数の合計}}$$

| 役 位 | 係 数 | 上限金額（千円） |
|-----------|------|----------|
| 取 締 役 会 長 | 1.00 | 22,800 |
| 取 締 役 社 長 | 1.00 | 22,800 |
| 常 務 取 締 役 | 0.41 | 8,800 |
| 取 締 役 | 0.31 | 6,800 |

(5) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況および当社との関係
該当事項はありません。
- ②他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社との関係
該当事項はありません。
- ③主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 出席状況 | 活動状況 |
|----------------|------|--|--|
| 取締役 (監査等委員) | 新海雄二 | 取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 12回／12回 (100%) | 主に海外での職務経験や会社経営者としての見地から適宜発言を行っています。 |
| 取締役 (監査等委員) | 二宮徳根 | 取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 12回／12回 (100%) | 主に技術者としての豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っています。 |
| 取締役 (監査等委員) | 岩佐英史 | 取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 12回／12回 (100%) | 主にマーケティングや広報における専門的な知識と豊富な経験および会社経営者としての見地から適宜発言を行っています。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

49百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

59百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額にはこれらの合計額で記載しています。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容・見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬額等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式取得に係る財務及び税務デューデリジェンス業務等を委託し、対価を支払っています。

(6) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社（「1.企業集団の現況に関する事項(5)重要な子会社の状況①重要な子会社の状況」に記載しています。）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査（会社法又は金融商品取引法〔これらの法律に相当する外国法令を含む〕の規定によるものに限る。）を受けています。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、取締役等および使用人が法令および社会通念等を遵守した行動をとるために「日東工業グループ企業倫理綱領」を作成し、全役職員に配布して教育を実施する。また当社は、「内部統制規程」を定め、内部統制全体を統括する組織として、「内部統制委員会」を設置し、運用する。
- ②当社は、内部監査を担当する組織として取締役社長に直属する「監査室」を設置し、監査室は監査方針・監査計画・監査結果を監査等委員会に報告する。
- ③グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するため社内相談窓口「ヘルプライン」と海外対応も可能な社外相談窓口「社外ホットライン」の内部通報制度を設置し、運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、経営会議等の議事録、稟議書その他職務執行に係る情報を「文書規程」に従い適切に保存・管理する。
- ②情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ管理規程」に従い管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「内部統制委員会」を設置し、取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、運用するとともに、主要なグループ各社のリスクの状況を管理する。下部組織として、「安全衛生委員会」「安全運転委員会」「環境保全委員会」「品質委員会」「改善推進委員会」等を設置し、運用する。
- ②平時においては、各委員会および各本部において、「経営リスク管理規程」に従いリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「緊急時対応要領」に従い会社全体として対応することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について積極的に助言や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努める。
- ②重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するため、取締役社長の諮問機関として「経営会議」を組織し、「経営会議規程」により円滑な運営をはかる。
- ③各取締役、執行役員の職務執行については、各自の職務分掌範囲を明確にし、「職務権限規程」等の社内規程に基づいて実施することでその効率化に努める。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループは、定期的にグループ各社が参加する会議体を開催し、主要なグループ各社の経営方針・経営計画の進捗および実績を管理するとともに、重要事項の報告や協議を実施する。
- ②グループ全体における効率的な業務執行を確保するため、子会社の自主性を尊重しつつ事業内容・経営状況を把握し、各機能部門の連携による支援等を行う。
- ③当社の取締役または使用人をグループ各社に取締役もしくは監査役として派遣し、重要な職務の執行状況の監督を行う。
- ④グループ全体の業務の適正を確保するため内部監査制度の確保をほかり、内部監査を実施する。
- ⑤反社会的勢力に対しては、「日東工業グループ企業倫理綱領」に基づき毅然とした態度で排除する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査室」の構成員等を補助使用人とし、監査等委員会に係る業務に優先して従事する。また監査等委員会の事務局業務も併せて担当する。その人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人、ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

- ①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人、ならびに当社グループの取締役等および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ②「内部通報制度（ヘルプライン・社外ホットライン）」の事務局は、内部通報の記録を監査等委員会に報告する。

(8) 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、監査等委員会に報告を行った当社グループの取締役等および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等および使用人に周知徹底する。
- ②「内部通報制度（ヘルプライン・社外ホットライン）」において、情報提供者の秘匿、および当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を社内規程に明記する。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備する。
- ②監査等委員は、経営会議その他重要な会議への出席等、また主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧により重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人または子会社の取締役等にその説明を求めることとする。
- ③監査等委員会は、取締役社長、会計監査人ならびにグループ各社の監査役との協議を定期的実施する。
- ④監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防および牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

7. 「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の運用状況

当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関して

- ①グループの各役職員への「日東工業グループ企業倫理綱領」の配布や、コンプライアンス職場会や役職者へのeラーニングを実施して、コンプライアンス意識を高めることに努めました。
- ②社内相談窓口「ヘルプライン」に加えて、弁護士事務所を委託先とする社外相談窓口「社外ホットライン」を新たにグループ内に設置し、内部通報制度の強化を図りました。通報内容は監査等委員会へ報告し、制度全体の運用状況については「内部統制委員会」等で報告しています。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関して

- ①各委員会ならびに各組織においてリスク管理体制の構築・運用を推進しており、グループ全体でのリスク把握・管理のため「内部統制委員会」において各取り組みを報告しています。
- ②事業継続計画（BCP）の行動表に基づく訓練を実施しました。活動状況は「BCP委員会」等で報告し、事業継続体制の強化に努めました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 に関して

- ①「取締役会」を毎月開催し、重要事項の決議や業務執行状況の報告を行っています。また、複数名の社外取締役を含む監査等委員が出席し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について積極的な助言や意見を求めることで、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努めています。
- ②「経営会議」を毎月開催し、重要な意思決定に際しての事前協議の場として多面的な検討を行うほか、業務執行取締役ならびに執行役員が業務執行状況の報告をすることで業務執行の機動性、効率性を高めるよう努めています。

(4) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関し て

- ①グループ各社が参加する会議体を定期的に開催し、経営方針・経営計画の策定、進捗および実績管理、重要事項の報告や協議を実施しています。
- ②監査室は、当社ならびにグループ会社への内部監査を実施し、取締役社長等への監査報告会を行っています。また、監査報告の内容は、監査等委員会へ報告しています。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 に関して

- ①取締役会の決議事項については、監査等委員に対し事前に議案内容の説明を行うなど、監査等委員会監査の環境の整備に努めました。
- ②監査等委員は、「経営会議」などの主要会議への出席もしくは報告を受けることにより必要な情報を得ています。監査等委員は、必要に応じて取締役、執行役員、使用人や子会社取締役と面談を行い、必要な報告を受けています。
- ③監査等委員会は、取締役社長、会計監査人、グループ各社の監査役との協議を実施し、連携を強化しています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | 104,246 | (負債の部) | 21,184 |
| 流動資産 | 68,585 | 流動負債 | 19,790 |
| 現金及び預金 | 23,808 | 支払手形及び買掛金 | 10,445 |
| 受取手形及び売掛金 | 27,359 | 短期借入金 | 1,496 |
| 有価証券 | 6,000 | 1年内返済予定の長期借入金 | 12 |
| 商品及び製品 | 4,615 | リース債務 | 40 |
| 仕掛品 | 2,296 | 未払法人税等 | 1,780 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,983 | 賞与引当金 | 1,863 |
| 繰延税金資産 | 900 | 役員賞与引当金 | 19 |
| その他 | 812 | その他 | 4,132 |
| 貸倒引当金 | △ 190 | 固定負債 | 1,394 |
| 固定資産 | 35,661 | 長期借入金 | 72 |
| 有形固定資産 | 28,455 | 長期未払金 | 45 |
| 建物及び構築物 | 11,437 | リース債務 | 42 |
| 機械装置及び運搬具 | 5,366 | 繰延税金負債 | 384 |
| 土地 | 10,302 | 退職給付に係る負債 | 692 |
| リース資産 | 65 | 資産除去債務 | 85 |
| 建設仮勘定 | 471 | その他 | 70 |
| その他 | 812 | (純資産の部) | 83,061 |
| 無形固定資産 | 2,645 | 株主資本 | 82,093 |
| のれん | 2,304 | 資本金 | 6,578 |
| その他 | 340 | 資本剰余金 | 7,215 |
| 投資その他の資産 | 4,560 | 利益剰余金 | 70,575 |
| 投資有価証券 | 3,096 | 自己株式 | △ 2,276 |
| 繰延税金資産 | 68 | その他の包括利益累計額 | 939 |
| 退職給付に係る資産 | 851 | その他有価証券評価差額金 | 952 |
| その他 | 575 | 為替換算調整勘定 | 38 |
| 貸倒引当金 | △ 31 | 退職給付に係る調整累計額 | △ 52 |
| | | 非支配株主持分 | 29 |
| 合 計 | 104,246 | 合 計 | 104,246 |

連結損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| | 百万円 |
| 売上高 | 108,080 |
| 売上原価 | 81,877 |
| 売上総利益 | 26,203 |
| 販売費及び一般管理費 | 20,451 |
| 営業利益 | 5,751 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 24 |
| 受取配当金 | 107 |
| 仕入割引 | 25 |
| 受取家賃 | 53 |
| 為替差益 | 32 |
| その他 | 170 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 34 |
| 売上割引 | 464 |
| その他 | 41 |
| 経常利益 | 5,625 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 6 |
| 投資有価証券売却益 | 1,455 |
| 債務消滅益 | 162 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除売却損 | 45 |
| のれん償却額 | 1,648 |
| 税金等調整前当期純利益 | 5,556 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,638 |
| 法人税等調整額 | 48 |
| 当期純利益 | 2,869 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | △ 13 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,883 |

連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2017年4月1日残高 | 6,578 | 7,215 | 69,513 | △ 2,276 | 81,031 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 1,820 | | △ 1,820 |
| 親会社株主に 帰属する当期純利益 | | | 2,883 | | 2,883 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 0 | △ 0 |
| 自己株式の処分 | | 0 | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | 0 | 1,062 | △ 0 | 1,061 |
| 2018年3月31日残高 | 6,578 | 7,215 | 70,575 | △ 2,276 | 82,093 |

| 項 目 | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|--------------------|------------------|-------------------|---------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利 益累計額合計 | | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2017年4月1日残高 | 1,607 | △ 199 | △ 292 | 1,115 | 4 | 82,152 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 1,820 |
| 親会社株主に 帰属する当期純利益 | | | | | | 2,883 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △ 0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | △ 654 | 237 | 240 | △ 176 | 24 | △ 151 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △ 654 | 237 | 240 | △ 176 | 24 | 909 |
| 2018年3月31日残高 | 952 | 38 | △ 52 | 939 | 29 | 83,061 |

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------|----------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | 87,567 | (負債の部) | 10,090 |
| 流動資産 | 42,633 | 流動負債 | 9,739 |
| 現金及び預取手 | 13,363 | 買掛金 | 3,853 |
| 受取掛金 | 3,593 | リース負債 | 34 |
| 有価証券 | 9,546 | 未払金 | 978 |
| 商品及び製品 | 6,000 | 未払費用 | 2,076 |
| 仕掛品 | 3,182 | 未払法人税等 | 1,249 |
| 材料及び貯蔵品 | 1,861 | 預り金 | 181 |
| 繰延税金資産 | 1,759 | 賞与引当金 | 1,367 |
| 関係会社短期貸付金 | 580 | 固定負債 | 350 |
| 未収入金 | 1,815 | 長期未払金 | 35 |
| その他金 | 923 | リース負債 | 29 |
| 貸倒引当金 | 67 | 繰延税金負債 | 171 |
| | △ 60 | 資産除去債務 | 85 |
| 固定資産 | 44,933 | その他 | 28 |
| 有形固定資産 | 22,538 | (純資産の部) | 77,476 |
| 建物 | 8,206 | 株主資本 | 76,775 |
| 構築物 | 498 | 資本金 | 6,578 |
| 機械及び装置 | 4,577 | 資本剰余金 | 7,215 |
| 車両運搬具 | 21 | 資本準備金 | 6,986 |
| 工具、器具及び備品 | 458 | その他資本剰余金 | 228 |
| 土地 | 8,277 | 自己株式処分差益 | 228 |
| リース資産 | 64 | 利益剰余金 | 65,258 |
| 建設仮勘定 | 434 | 利益準備金 | 833 |
| 無形固定資産 | 137 | その他利益剰余金 | 64,424 |
| ソフトウェア | 102 | 特別償却準備金 | 284 |
| その他 | 35 | 圧縮記帳積立金 | 250 |
| 投資その他の資産 | 22,257 | 別途積立金 | 32,490 |
| 投資有価証券 | 2,502 | 繰越利益剰余金 | 31,399 |
| 関係会社株式 | 16,772 | 自己株式 | △ 2,276 |
| 関係会社出資金 | 1,781 | 評価・換算差額等 | 701 |
| 破産更生債権等 | 0 | その他有価証券評価差額金 | 701 |
| 長期前払費用 | 55 | | |
| 前払年金費用 | 925 | | |
| その他 | 218 | | |
| 貸倒引当金 | △ 0 | | |
| 合 計 | 87,567 | 合 計 | 87,567 |

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高 | 68,551 |
| 売 上 原 価 | 50,205 |
| 売 上 総 利 益 | 18,346 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 13,904 |
| 営 業 利 益 | 4,441 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 28 |
| 有 価 証 券 利 息 | 1 |
| 受 取 配 当 金 | 466 |
| 仕 入 割 引 | 11 |
| 受 取 家 賃 | 222 |
| 為 替 差 益 | 3 |
| そ の 他 | 199 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 12 |
| 売 上 割 引 | 495 |
| そ の 他 | 139 |
| 経 常 利 益 | 4,728 |
| 特 別 利 益 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 7 |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 1,455 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 25 |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 3,580 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 2,585 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,886 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 155 |
| 当 期 純 利 益 | 855 |

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 2017年4月1日残高 | 百万円 6,578 | 百万円 6,986 | 百万円 228 | 百万円 7,215 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 0 | 0 |
| 2018年3月31日残高 | 6,578 | 6,986 | 228 | 7,215 |

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本計 |
|-----------------------------|-----------|----------|-----|--------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | | 利益剰余金計 | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 繰越利益剰余金 | | | | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 2017年4月1日残高 | 833 | 382 | 259 | 32,490 | 32,257 | 66,223 | △ 2,276 | 77,742 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | △ 97 | | | 97 | - | | - | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | △ 9 | | 9 | - | | - | |
| 剰余金の配当 | | | | | △ 1,820 | △ 1,820 | | △ 1,820 | |
| 当期純利益 | | | | | 855 | 855 | | 855 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △ 0 | △ 0 | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 0 | 0 | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | △ 97 | △ 9 | - | △ 858 | △ 965 | △ 0 | △ 966 | |
| 2018年3月31日残高 | 833 | 284 | 250 | 32,490 | 31,399 | 65,258 | △ 2,276 | 76,775 | |

| 項 目 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------|--------------|---------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 2017年4月1日残高 | 百万円 1,537 | 百万円 1,537 | 百万円 79,279 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | — |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | — |
| 剰余金の配当 | | | △ 1,820 |
| 当期純利益 | | | 855 |
| 自己株式の取得 | | | △ 0 |
| 自己株式の処分 | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | △ 836 | △ 836 | △ 836 |
| 事業年度中の変動額合計 | △ 836 | △ 836 | △ 1,802 |
| 2018年3月31日残高 | 701 | 701 | 77,476 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月10日

日東工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬淵 宣考 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東工業株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月10日

日東工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬淵 宣考 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東工業株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査室等の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2018年5月11日

日東工業株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 森 見 哲 夫 ㊟
監査等委員 新 海 雄 二 ㊟
監査等委員 二 宮 徳 根 ㊟
監査等委員 岩 佐 英 史 ㊟

(注) 監査等委員 新海雄二および二宮徳根ならびに岩佐英史は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つと位置づけ、安定的な配当の継続を基本に連結配当性向および連結純資産配当率等を勘案しながら成果の配分を実施することとしております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき20円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき20円）を加えた年間配当金は、1株につき40円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は809,211,320円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、その資質や当事業年度における業務執行状況および業績等を踏まえ、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（下線は現在の地位、担当および重要な兼職の状況）

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---------------------------------|---|------------|
| 1 | かとうときお 加藤時夫 (1953年6月10日生) | 1982年4月 当社入社 1987年7月 当社経理部長 1987年8月 当社取締役 1992年3月 当社生産本部副本部長 1998年7月 当社営業本部副本部長 2003年6月 当社常務取締役 当社管理本部副本部長 2005年6月 当社取締役社長 2008年6月 <u>当社取締役会長CEO</u> (最高経営責任者) | 7,102株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 営業や生産、経営管理部門などにおける職務経験や、経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|--------------------------------------|---|----------------|
| 2 | ささき たく ろう 佐々木 拓 郎 (1956年5月5日生) | 1979年4月 株式会社日本興業銀行入 行 2004年4月 株式会社みずほコーポレ ート銀行関西金融法人部 長 2007年3月 当社入社 当社販売管理部長 2007年6月 当社経営企画室長 2008年3月 当社東京支店長 2008年6月 当社執行役員 2009年3月 当社総務部長 2009年6月 当社取締役 2009年10月 当社営業本部副本部長 2012年3月 当社生産本部副本部長 2012年6月 当社常務取締役 当社海外本部長 2013年6月 当社経営管理本部担当 2014年6月 <u>当社取締役社長COO</u> <u>(最高執行責任者)</u> 2015年10月 当社広報室担当 2017年4月 <u>当社事業企画室担当</u> <u>EVインフラ事業室担当</u> | 15,476株 |
| 【取締役候補者とした理由】 金融業界での長年にわたる職務経験や、当社での営業や生産、海外、経営 管理部門などにおける職務経験および経営者としての豊富な経験に基づき、 当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役 として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---|---|----------------|
| 3 | <p style="text-align: center;">くろ の とおる 黒野 透 (1959年3月2日生)</p> | <p>1981年4月 当社入社 2002年3月 当社第一開発部長 2005年3月 当社機器商品部長 2008年6月 当社経営企画室担当部長 2009年3月 当社MA開発本部副本部長兼テクニカルセンター長 2009年6月 当社執行役員 当社MA開発本部長 2010年3月 当社開発本部長 2011年6月 当社取締役 2013年3月 当社国際部長 2014年6月 当社常務取締役 当社海外本部担当 2014年12月 当社海外本部長兼国際部長 2016年6月 当社開発本部担当 テクニカルセンター担当 (重要な兼職の状況) 日東工業(中国)有限公司 董事長</p> | 14,022株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 生産や開発、海外部門などにおける豊富な職務経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---|--|----------------|
| 4 | こ いで ゆき ひろ 小 出 行 宏 (1958年10月10日生) | 1981年 4 月 当社入社 2002年 3 月 当社技術企画室長 2005年 3 月 当社販売企画室長 2007年 3 月 当社第一開発部長 2009年 3 月 当社商品企画部長 2010年 6 月 当社執行役員 2012年 3 月 当社ソリューション統括部長 2012年 6 月 当社取締役 当社営業本部副本部長 2013年 4 月 サンテレホン株式会社代表取締役社長 2015年 6 月 当社常務取締役 当社営業本部担当 2016年 3 月 当社新規事業企画室担当 2017年 4 月 当社営業本部長 | 10,026株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 開発や営業部門などにおける豊富な職務経験や当社子会社での経営者としての経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 5 | なか じま まさ ひろ 中 嶋 正 博 (1956年10月7日生) | 1979年 4 月 株式会社東海銀行入行 2007年 3 月 株式会社三菱東京UFJ銀行浄心支店長 2010年 3 月 当社入社 当社総務部長 2012年 6 月 当社執行役員 2013年 4 月 当社経営管理本部長 2014年 6 月 当社取締役 当社経営管理本部担当 経営企画室担当 内部統制室担当 情報システム部担当 2018年 4 月 当社常務取締役 当社品質統括部担当 | 4,677株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 金融業界での長年にわたる職務経験や、当社での経営管理部門などにおける職務経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---------------------------------------|---|----------------|
| 6 | おち あい もと お 落 合 基 男 (1959年1月1日生) | 1981年4月 当社入社 2006年3月 当社第二開発部長 2010年3月 当社機材事業部長 2011年6月 当社執行役員 2012年6月 当社菊川工場長 2013年6月 当社開発本部長 2014年6月 当社取締役 当社開発本部担当 テクニカルセンター担当 2016年6月 当社生産本部担当 品質保証室担当 環境施設室担当 2017年4月 当社施設部担当 当社生産本部長 2018年4月 当社施設環境室担当 | 6,577株 |
| 【取締役候補者とした理由】 生産や開発部門などにおける豊富な職務経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役新海雄二、二宮徳根、岩佐英史の3氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

(下線は現在の地位、担当および重要な兼職の状況)

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--|-------------------------------------|---|------------|
| 1 | しん かい ゆう じ 新海雄二 (1949年7月28日生) | 1973年4月 豊田通商株式会社入社 1993年6月 TOYOTA TSUSHO MINING (AUSTRALIA)PTY LTD. 取締役社長 2000年4月 豊田通商株式会社 秘書室室長 2004年10月 TOYOTA TSUSHO U.K.LTD. 取締役副社長 2008年6月 豊田ケミカルエンジニアリング株式会社常勤監査役 2012年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員) | 1,942株 |
| <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 長年にわたる海外での職務経験や会社経営者としての見地から当社経営に関して適切な助言・提言をいただいております、当社経営意思決定のさらなる健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、本総会終結の時をもって、同氏の当社社外監査役としての在任期間は4年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|--|--|------------|
| 2 | <p>にのみやのりね 二宮徳根 (1954年2月23日生)</p> | <p>1977年4月 トヨタ車体株式会社入社 2000年2月 同社ボデー設計部第3ボデー設計室長 2006年2月 同社特装・福祉設計部長 2008年6月 同社執行役員 特装・福祉部門担当 2011年6月 同社顧問 2011年9月 株式会社ダイフク技術顧問 2014年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)</p> | 1,237株 |
| <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由および職務を適切に遂行することができる判断した理由】 長年にわたる技術者としての専門的な知識と豊富な経験を有し、当社経営に関して貴重な意見、助言をいただいております。当社経営意思決定のさらなる健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、本総会終結の時をもって、同氏の当社社外取締役としての在任期間は4年、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。</p> | | | |
| 3 | <p>いわさひでふみ 岩佐英史 (1951年12月19日生)</p> | <p>1975年4月 キリンビール株式会社入社 2004年9月 同社マーケティング部長 2008年3月 同社執行役員 中部圏統括本部長 2010年3月 同社常務取締役 サプライチェーンマネジメント(SCM)本部長 2011年3月 同社代表取締役副社長 営業本部長兼SCM本部長 2013年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科講師 2015年7月 当社顧問 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)</p> | 0株 |
| <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 長年にわたるマーケティングや広報における専門的な知識と豊富な経験を有していることや、会社経営の経験者としての見地から当社経営に関して適切な助言・提言をいただくことで、当社経営意思決定のさらなる健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、本総会終結の時をもって、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。</p> | | | |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社は新海雄二、二宮徳根、岩佐英史の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本総会において3氏の選任が原案どおり承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 当社は、新海雄二、二宮徳根、岩佐英史の3氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所（以下、総称して証券取引所）に対し、独立役員として届け出ております。3氏の選任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、3氏においては、当社が定める「当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準および資質」（詳細は下記に記載しています。）についても条件を満たしております。

「当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準および資質」

当社では、会社法の定める社外取締役の要件や証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の当社独自の独立性判断基準で独立社外取締役の候補者を指名しております。

その内容は次のとおりであります。

- ①当社との年間取引額が取引先の連結売上高2%を超える主要な取引先（主に販売先）の業務執行者（※）でないこと。
- ②当社との年間取引額が当社の連結売上高2%を超える主要な取引先（主に仕入先）の業務執行者でないこと。
- ③当社から役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭（団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭）、その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家など専門的サービスを提供する者でないこと（団体である場合には、当該団体において業務執行者ではないこと）。
- ④総議決権の10%を超える当社の大株主または、当該株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者でないこと。
- ⑤上記①から④に最近5年間において該当していないこと。
- ⑥社外取締役および社外監査役としての在任期間が通算して8年を超えていないこと。

なお、上記①から⑥のいずれかに抵触する場合であっても、その他の事由により当該人物が独立性を有すると判断される場合は、社外取締役候補者指名時にその理由を説明することとする。

※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、部長格以上の上級管理職である使用者とする。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額4億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

なお、監査等委員会は、本制度の導入に関して、当社の中長期的な業績向上および企業価値向上の観点から、適切であると判断しております。

2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2018年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時に、当初対象期間に対応する必要資金として、3億円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3億円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、3億円を上限とします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、12万株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役が付与される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、12万ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

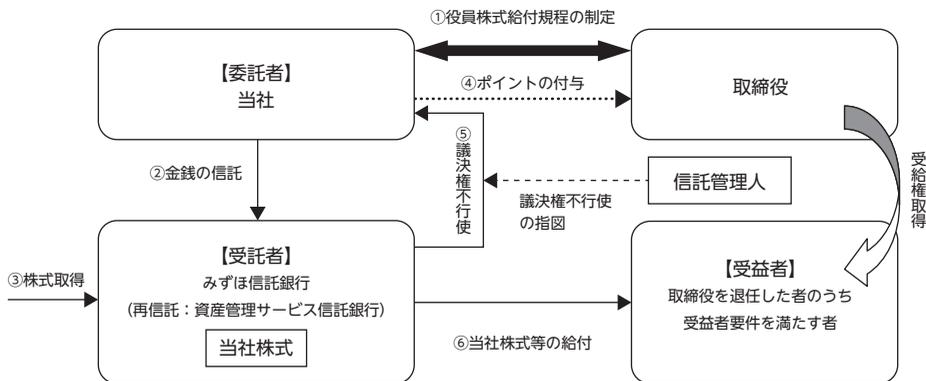
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社および当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、またはその時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記 (9) により団体へ寄附され、または取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

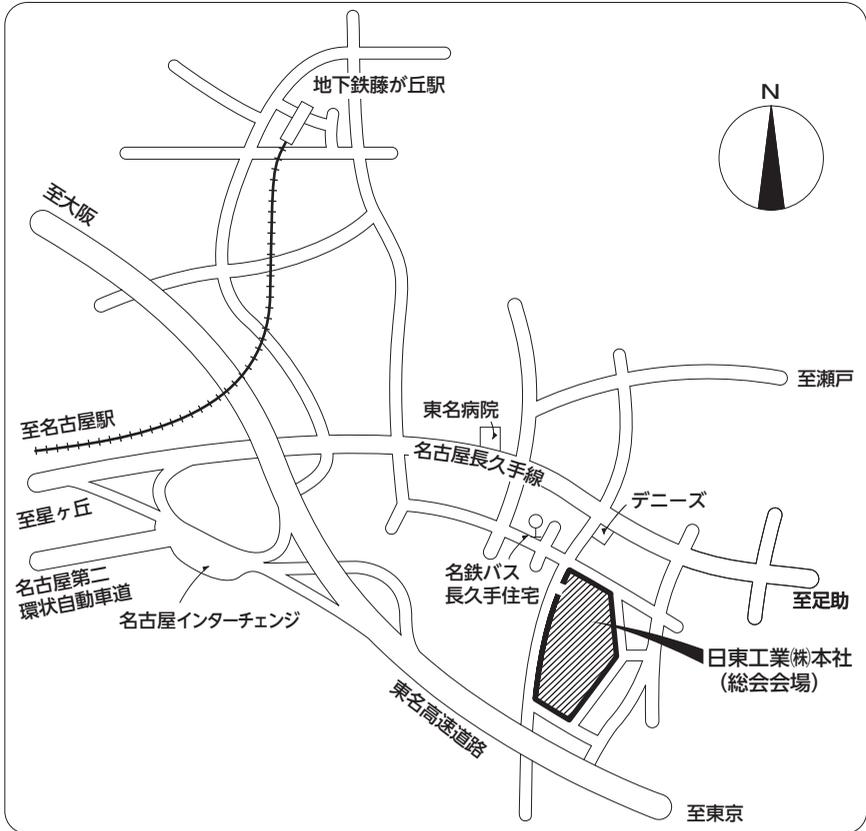
<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

株主総会会場ご案内略図



〈会場住所〉

愛知県長久手市蟹原2201番地

〈交通機関〉

株主総会会場までの公共交通機関は次のとおりです。

地下鉄東山線藤が丘駅南口前（3番出口）より

名鉄バス〔トヨタ博物館前〕〔星ヶ丘〕〔愛知淑徳大学〕行きのいずれかに乗車、
〔長久手住宅〕停留所下車 徒歩約3分

※当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

